

防災物品の豆知識 ~防災って大切なもの~

防災とは

防災とは、燃えにくい性質のことを意味しています。燃えやすいものを改良して防災性能を与えると、小さな火源(火だね)が接しても炎の当たった部分は焦げるだけで容易に着火せず、着火しても、自らの延焼拡大を抑える性能により、容易に燃え広がることはありません。こうした性能を「防災性能」といいます。

防災の必要性

火災での死者の発生状況を見ると、「逃げ遅れ」が多いことから、防災品を使用することで、火災の発生・拡大を抑制し、火災が起こっても避難できる時間をつくることができます。職場の防火対策として、防災品を上手に活用しましょう。

防災品ってどんなもの？

防災品には、消防法により防災規制の対象となる「**防災対象物品**」と身の回りの防災化を目的に使用を推奨されている「**防災製品**」があります。

防災対象物品の種類

カーテン	
布製のブラインド	
暗幕	
じゅうたん等 ※2㎡以下のものは対象外	じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）） 毛せん（フェルトカーペット） タフデットカーペット、ニットドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット、 ニードルパンチカーペット ござ・人工芝・合成樹脂製床シート 床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの
展示用の合板（展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切り用パネル）	
どん帳（水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕）	
舞台において使用する幕	
舞台において使用する大道具用の合板	
工事用シート	

防災対象物品の使用が必要な事業所等

地上3メートルを超える高層建築物、地下街、劇場、キャバレー、飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉関係施設などの建物で使用する「防災対象物品」は、防災性能を有しなければなりません。

防災表示

防災対象物品は、法律で定める基準以上の防災性能を有するものでなければいけません。本当に基準以上の性能を持っているのかは外観だけでは分かりません。そこで、カーテン等の**防災対象物品**又はその材料で**防災性能を有するもの（防災物品）**には、**表示（防災表示）**を付することが義務付けられています。

商品説明に「防災性能がある」ものとして販売されているものでも、その商品に「**防災表示**」がされていないものは、法律で定める基準以上の防災性能を有していないかもしれませんので、表示の有無について十分ご確認の上、ご購入ください。



防災表示の様式の例

Q & A 防災物品にしなければならないものは？

Q	15階建てマンションの1階に住んでいるんだけど、防災物品を使用しなければいけないの？
A	はい、そうです。 住んでいる階数に関わらず、高層マンション（おおむね11階建て以上の建物）にお住まいの方は該当です。
Q	畳は、防災物品じゃなきゃだめ？
A	いいえ、非該当です。防災物品でなくても大丈夫です。
Q	2平方メートル以下のじゅうたん等は、防災物品じゃなきゃだめ？
A	いいえ、非該当です。防災物品でなくても大丈夫です。
Q	2平方メートル以下のじゅうたん等であれば、いくつ合わせて使用しても防災物品でなくてもいい？
A	防災物品に該当します。2平方メートルを超えた時点で、防災物品とする必要があります。
Q	壁にかけた装飾用のじゅうたんは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	いいえ、非該当です。じゅうたんと呼ぶものであっても、床に敷いて使用していない場合は、じゅうたん等としての規制の対象外です。なお、壁に掛けた装飾用じゅうたんは、カーテンとしての規制の対象になりますが、美術工芸的なものは、規制の対象外です。
Q	屋上に敷いた人工芝は、防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。防災物品とする必要があります。
Q	じゅうたん等の下敷き材は、防災物品じゃなきゃだめ？
A	いいえ。防災物品とする必要はありません。
Q	床に貼りつけたカーペットは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	合成樹脂製床シート（一般的にいうPタイル）以外のものについては、床にのり付けされるものであっても床そのものにならないので、じゅうたん等に該当し防災物品としなければなりません。ただし、フロック・カーペット及びコード・カーペットの接着カーペットについては、工事施工段階で接着されれば防災物品には該当しません。
Q	プラスチック製ブラインド、木製ブラインドは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	いいえ、非該当です。防災物品でなくても大丈夫です。
Q	布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のものは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。防災物品とする必要があります。
Q	玄関の外に、下げ丈1m以上ののれんを下げる場合は、防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。建物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分も規制を受ける部分に含むとされているので、防災物品とする必要があります。
Q	エレベーターの床、壁の内面保護等のための敷物等で2平方メートルを超えるものは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。防災物品とする必要があります。
Q	室内装飾のため壁に沿って下げられている布製のものは、防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。防災物品とする必要があります。
Q	仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立ては防災物品じゃなきゃだめ？
A	はい、そうです。防災物品とする必要があります。
Q	海外の防災性能試験で認められたものは、国内でも防災物品として扱ってもいいですか？
A	いいえ、国内で防災物品として使用することはできません。

甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 査察課 査察企画係 TEL 055-222-1284（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119（甲府市丸の内一丁目1番19号）
- 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825（甲斐市竜王3314番地1）